



大和事始

一

大和事始

一

共七冊

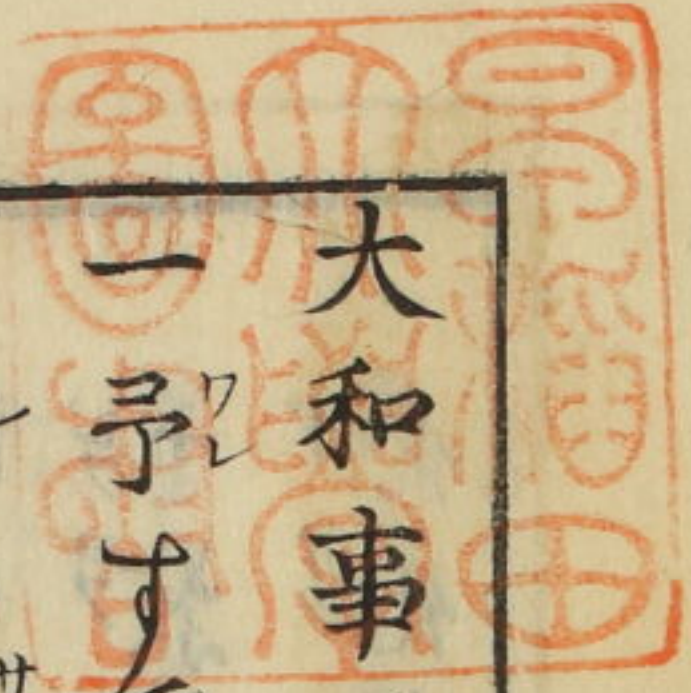
13
1908
1



1908
卷 1

大和事始凡例

一 予すては中華事始とあつめて吾黨は小
子に授けたり。よりてゆふよ。今世書は後
人もあつて西域の事と考求ゆとい
ふとも我國に舊記とありてぬものすれ
ば。このありし學者多くは西の事、実
に昧し。是故とせりて。未だ。何れを
いふをよして。幸ひ。何れを
とせりや。よとめ。今本邦の三書
紀。舊事



昭和十八年
六月二日
小田新太郎
長尾夏太郎
大塚

か〜ん〜。

天和癸亥之歲春正月穀且コト多ク

後學 筑州福岡貝原好古識

[Faint handwritten text in a rectangular frame]

大和事始總目

卷之一

天地門第一 郡方域附

卷之二

歲時門 第三

衣服門 第五

卷之三

器用門 第七

卷之四

人倫門 第二姓名諱謚号附 形貌修飾附

居所門 第四

官位門 第六

寶貨門 第八

和事文卷一

飲食門 第九

文教門 第十一

卷之五

武備門 第十二

礼樂門 第十四

伎術門 第十六

卷之六

勳植門 第十七

大和事始總目終

人事門 第十

神事門 第十三

典制門 第十五

佛家門 第十八

大和事始卷之一目錄

天地門 第一

天地一

日月二

星辰三

風四

雷五

五行六

天漢七

國八

海九

川十

山十一

萬物十二

鴻十三

井十四

市十五

國號十六

分國定境十七

都十八

城十九

田二十

陸田廿一

関廿二

驛廿三

牧廿四

墓廿五

假山廿六

橋廿七

梁廿八

堤 九九 溝 三十 吾孀 卅一 開岐蘇道 卅二

賀茂川別派 卅三

人倫門 第二

人 卅四	兄弟 卅八	天皇 四十二	太子 卅六	妃 卅十	北面 卅四
男女 卅八	君臣 卅九	女帝 四十三	親王 卅七	公方 卅一	同朋 卅八
夫婦 卅六	朋友 四十	太上天皇 四十	后 卅八	物部 卅二	神主 卅六
父子 卅七	乳母 四十一	法皇 卅九	皇太后 卅九	儒士 卅三	祝 卅七

樂人 卅八	庶子 六十二	佛工 六十六	白拍子 六十	剃眉黑齒 七十	○姓氏 七十七	謚 八十一
奴僕 卅九	治工 六十三	寺工 六十七	○墮髻 七十	醫者剃髮 七十	四姓 七十八	院号 八十二
膳夫 六十	玉工 六十四	鑪盤工 六十	結髮 七十一	儒士剃髮 七十	名 七十九	○痘 八十三
船長 六十一	畫工 六十二	瓦工 附	月額 七十二	男色 七十六	諱 八十	

大和事始卷之一目錄終

て地と水海。精妙な海がわくは擗やとく。た
もくみごま海があらまれるハ増くく。ある
天完成て。地は日定れ。

日月二

神代をよ云。伊弉諾尊伊弉册尊とよまら
りて日。月とす。大八洲。及山川草木谷川
あり。何ぞ天下のあり。と生ざらんや。こよ
かおく。月の神を生あふ。大日靈貴とす。なる。
天照大神。次月月の神は生あふ。月讀尊とす。

また

これ日神月神はあまの御孫とよまらるるを
まかすのとも。元天地のけ。日月星辰の象
とよまらる。山川土石の候を下まらる。し
そ中一人おせす。あてて地は雨
あらる。海は水。舟車は車。そのの海は
水。か。海はとにらて。載く。その天
也。をよまらる。後く。その日月別なり
とす。く。く。その。使は。載る。

況とあげて。日祚月祚乃初て出さるまひ
 一ととあるものも。そをもて祚を初る
 の。惟英りり。遷家も似る。あらず。ま
 多し。と。い。と。も。おの。く。と。理。あり。て。
 的。所。も。後。の。秘。決。を。交。わ。り。た。る。も。奇。異。
 知。れ。た。り。と。い。ふ。他。改。も。違。ふ。と。い。ふ。
 とも。あり。今。い。ふ。由。り。と。い。ふ。と。い。ふ。
 況。も。然。る。て。神。奇。海。せ。ど。尚。も。此。也。下。等。と
 色。も。微。塵。と。い。ふ。

星辰三

親日本紀よ。い。ま。の。星。の。祚。と。生。乃。又。ん。と。
 如何。養。て。云。祚。代。を。よ。云。星。祚。香。々。皆。男。と。
 そ。父。母。と。強。さ。び。と。り。た。あ。ら。れ。伊。特。送。伊
 特。冊。の。う。め。の。あ。か。し。ん。○。祚。代。を。一。と。よ
 回。伊。特。送。の。道。よ。こ。ら。り。せ。る。十。極。剣。と。扱。て。斬
 遇。突。智。と。斬。く。三。返。と。か。ん。け。各。祚。と。り。る。
 復。劔。の。又。り。り。血。は。天。あ。河。邊。に。あ。る。又
 百。箇。磐。石。と。か。か。即。こ。れ。經。体。主。祚。代。祖。也。

纂疏より曰。又百箇磐石の星辰と云也。天上の星ハ地の石と氣同

風曰

神代を一書よ云。伊弉諾を我而をのむハ唯
の務のそありて。かかりてかうれとのるは
ひて。それつら吹抜の氣神とカカ。おづけて
及也戸迄命とり。又及也津彦命とり。
是風神ナリ

雷又

又いさ。伊弉諾を劍と拙て。軒遇突智以斬て
三版とカカ。そ一版ハ是雷神とカカ。

又行六

伊弉諾冊子のうと多し。子の中。其の神と
句句廻此と云。火の神と軒遇突智と云。合此神
と金山彦と云。土の神と埴山姫と云。あつ神と
周象女命と云。是又乃の神也。

曉鳴榻筆よ云。天神七代乃内。始此又
ら此神ハ。又乃乃精あ。そ彼あつられ

て一乃鳴とあり。これと名付けて礮奴盧ヲコロ鳴と云。國海川山鳴並相とうと云々あり。

井 十 二

又いとも。天照大神。これより素戔鳴乎乃十

握劍と索取く。抄抄て云後よなり。天真名

井小なりす。ききあり。又いとも。素戔鳴乎乃十

名井云可成極あり。口決よ云。天去名井ハ。

市 十 八

祢代を一と云。天照大神。素戔鳴乎乃十

多クイニナラキ各キマロ

曰汝於思心あり。汝とおんじと云々。これより

天石審よ入りて懸戸と云々。これより

天下と云々ありて。又重衣乃殊とれり。

此よ八十乃祢と。天乃市乃祢はと云々。これ

と云。纂流よ云々。市ハ天よあり。

國 号 十 六

祢代正統記よ云。祢代よハ其葦原瑠種必

と云。日本の天地開闢乃と云々あり。

天祖必常立号。陽祢陰祢よ云々あり。

稱して吳國の模模は擬す。故に鄒吳
 とす。又尤矢海兒とのハ後金号と云
 す。亦必陽の字を以てこれよそふ。武
 州と武陽と。柘州と柘陽と。柘州
 と柘陽と。後州と後陽と。統安と
 統陽と。伏尼と伏陽と。毛壽と壽陽
 と。毛壽皆統り。故に毛壽ハ毛壽
 陰且對と云乃稱して。亦山南の如く
 謂也。華陽と岳陽と洛陽と咸陽の如く
 也。

き是也。且一ふあり。柘標と云ふもの
 也。亦大和通津と云ふも又陽と云ふ
 呼也。一すふ山乃水あり。南と陰と云ふも
 亦同一。是れ地の名も稱呼も能きまの
 こよあり。唐の友友名と云ふ日本
 の友友と稱す。好古云。本邦あり。友制あり。丁てめて。友
 友。ハ。友友の友ハ。水守と稱して。後侯と。假
 名と諱と。実名と字とす。亦此れ。勝て。假
 名と諱と。お稱して。君と云とす。りり

即くハ。お又忌保りなりと謂へし。又二
 字の姓と約て一字と。或ハ一字の名と
 付く。是亦此人ノ模倣す。或ハ是ハ伯某
 仲某と云を以て。是亦ものあり。名実と
 乱レ。文軌と又及するもの。孰り是より忌
 きりあらんや。け皆鄙儒俗字に始り。奇
 と尙ハ俗と強その志とさあて。率世の
 人として此と飛。誤と強くめく。さう
 名教を犯す花と云く。と。想ひ入るれば。好古

掲ご。亦よたり。志のせられ。後あらく。俗儒
 の痛よわら。さうり。亦よ。うく。は。あ。て。
 幼学此迷を。ひく。ものなり。凡百。不
 同。風千里。不同俗。亦よ。東西南北。殊り。
 俗異。かなり。う。と。ひく。聖人も。染水。去
 と。て。を。去。る。風俗。は。皆。と。し。と。志
 多り。礼記よ。云。君子。行。礼。不。求。変。俗。祭
 祀。之。礼。居。喪。之。服。哭。泣。之。位。皆。如。其。國。之。故。
 謹脩其法。而審行。之。也。大。意。乃。奉。也。皆

その俗の如くを海と云く礼と云く
 御のよ俗儒拘士御とすれも事く美
 此れやうに傲て吾等の俗或安せんとい
 是或あふ去の友と志すられバ也。置置
 の此をみりれらんや。且老吟宿儒とい
 とあやまりとてけりて此れ志すらん
 て奈世に迷ひてささくはれい言ひ

城十九

神武天皇乃残城八十梟吟と討りし時

吟乃城を起りし而を城田といひし日本紀

よ及しをり。是城起り始なりん。城田ハ大和
 天智天皇六年冬十一月和志乃有城
 あり。積吉王山田郡屋嶋城射多志金田城

と築せり。日本紀よ及しをり。是城と
 築て邦名の守と云ふ始なり

田二十

天照大神稻種と天狭田及志田又植り
 志田乃始也。

孝徳天皇二年。凡田八十。度十
二歩と改^{タシ}。十版と所^{サト}と定^{サダメ}。此^{コノ}田^ノ也^{ナリ}。

陸田 九一

天照大神。粟^{アハ}稗^{ヒエ}麦^{ムキ}豆^{マメ}と云^{イハ}。陸田^{ハタツ}種子^{モノ}と
あり。神代^{カミヨ}是^{コノ}陸田^{ハタツ}乃^ハ始^{ハジ}也^{ナリ}。

関 九二

孝徳天皇大化二年。始^{ハジ}て関塞^{セキ}。防人^{セキモリ}と名^ナと。
日^ヒ知^チ紀^キ。乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。

驛 九三

初^{ハジ}年^{トシ}初^{ハジ}て驛^{エキ}。乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。
乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。

牧 九四

天智天皇七年。乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。牧^{ウシ}と名^ナと。
乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。

墓 九五

饒速日^{ニギハヤヒ}神^{カミ}去^サ多^タ人^{ヒト}。天^{アメ}好^{コト}夫^{コノ}及^{ヨリ}神^{カミ}衣^イ草^{クサ}の
契^チ乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。
乃^ハ是^{コノ}始^{ハジ}也^{ナリ}。

始か人。

假山 九六

推古天皇二十年。百濟王より化来者あり。
 その面身皆斑白ありて。白癩と云ふか。其
 人より其か所を懸て海中に沈み。葉んと云。
 此のよもも此の同。長が斑皮と云ふもあり。白
 斑牛馬必中より高へうす。又長小才あり。よ
 く山岳の形と撮ふ。どしどしと爲て用ハ。此
 の事あり。利ありん。かんそ。一く。海島よ

毎んや。うよおのく。毛髻を穿て。とて。凡
 て須弥山の形。及長橋と南をよ撮ふ。此の
 人より人を号て。路子工と云。亦是者。摩呂と云
 云。日本は假山と撮始なりん。

假山 九七

伊弉諾尊。伊弉冉尊。天浮槁のよ。且立多。今と
 南色ハ。亦代槁の始久。仁徳天皇十四年
 冬十一月。松耳付。槁別。百よ。槁後と云。日本
 紀より。人より。是槁と云。彼て人を。後され。始也。

新武天皇吉野より移り多し。多しは流れて
よりのまゝ。梁と修く魚坂。舟ものあり。日
乞梁乃修るや。

堤 九

景行天皇六十二年。河内狭山乃植田乃
て。百姓農より息れを憂ふ。十月より
依網池と造り。十一月は新坂池及折池と造
られ。日本乞院池乃修るん。

溝 三十

素戔鳴る。埋溝多し。多しはあきく。新代り
溝とせりけしむん。

吾嬬 三十一

景行天皇乃所時。日本武尊東征し。多しは
しりと総に代りて。船あき後日あり。時小暴
風忽小起て。由船あきしりしに。みこと忠
妻才播媛。海津乃息あきく。はまねんとして。
舟日沈て。乃命代造り。日本武尊思慕如

ぬりやまひ。碓日嶺^{ウサヒノタカケ}もやまひ。東南^{トウナン}とらて三
歎^{タン}して同吾^{ドウゴ}婿^{メケ}老^{ロウ}耶^ヤ。灰^{ハイ}山^{サン}東^{トウ}乃^ノ法^{ホフ}由^ユ紙^シ号^{ケウ}て
吾^ウ婿^{メケ}と云^{イハ}ゆ。毛^{モウ}上^{ジョウ}り^リ始^{ハジメ}り。比^ヒ日^{ニチ}本^{ホン}
死^シよゆり

開岐蕪道 三十二

文武^{モンブ}天皇^{テンノウ}大寶^{ダイホウ}二年^{ニニ}十二月^{ジュウニゲツ}始^{ハジメ}て英^{エイ}德^{トク}必^{ヒツ}改^{カク}蕪^ウ
乃^ノと申^{マウ}く。後^{コト}月^{ツキ}むらハ改^{カク}蕪^ウ道^{ドウ}義^ギ徳^{トク}必^{ヒツ}屬^{ゾク}矣^イ

一カ人

賀茂川別流 三十三

賀^カ茂^モ川^{カハ}別^{ベツ}流^{リウ} 三十三
賀^カ茂^モ川^{カハ}とわりて^{タカセツ子}流^{リウ}と過^{ツク}せしむ。孝^{コウ}文^{ブン}十

六年子^{スミナクラ}角^{カク}倉^{クラ}子^シ改^{カク}れと^シし。羅^ラ山^{サン}集

[Faint, mostly illegible handwritten text in the left column, likely bleed-through from the reverse side.]

口部... 廿四

人倫門 第二

人 三十四

日本紀祚代をいづく。伊家の初。川原の
 かひ原より。伊原魚のあまうらふぐ也。
 時小天地の中。一の初あり。いづら東牙
 のこと。伊祚と好る。王者立るとまはる。
 と海より。祚と人は人の徳。則りてと祚と
 号なれど。祚ハ而人也。然ハもその徳。初あり。
 男女 三十二
 祚代を。一書いづく。男女耦生乃祚。是泥

土糞沙去糞あり。次は角撒る活撒あり。
 次は面足る。根根あり。次は伊祚。伊
 祚冊あり。

夫婦 三十六

祚代をよ。伊祚。伊祚冊。始て夫婦と
 かり。あま。伊祚。伊祚冊。始て夫婦と

父子 三十七

祚代をよ。伊祚。伊祚冊。始て夫婦と
 大儀。伊祚。伊祚冊。始て夫婦と

あふとあまも。父子の道これより始る。

古語拾遺の尻より天由申と云ふ。必常立するの事也。

こころのゆきも。世にあらざる。

産靈と云。次と云。神を産靈と云。又次を産

は速産靈と云とあり。始と云。父子これよ

と始る。や。それ天陰陽の二神と云。はじ

く始神といふ。あまとあまの。天由申

のゆきとせまふと云。尻は兄弟也。

兄弟 三十八

日神月神。蛭見。素戔嗚尊。此日神と陰陽の

神生あり。是より始て兄弟の事なり。

これと古語拾遺の尻より。天由申

神を産靈は速産靈より始るとせん。

君臣 三十九

神代巻といふ。伊弉諾尊。伊弉册尊。天

孫と云。若くは天八洲。及山川草木と

らあり。いんぞ天下の君を神と云ふ。生

らんやと云。お日神と云ふ。ま

大目靈ヲホヒルとあり。天照大祚メノムチとあり。これ等名
の始也。のあり也

朋友 四十四

神代書よ云。天稚彦等アメワカヒコ原中ハラノナカ必カククニ立アリて。味
鉏スキタカヒコ多ミ炭根の神カミと云トモ。吾ヨシ。

今按アヒすあり。朋友トモの交始カミてこゝより也。

乳母 四十一

神代書よ一書よ云。炭火ヒコホく出テ見ミノ号ミコト婦人メノトと云
て乳母湯チヲモ ユラモ飯イ、カミ嚼ユビト、湯坐スベトモロトモと云い凡スベテ後部モロトモを

かよりて。わくむ。一書よ云。時日他アタレシヨミ婦ナ

婦ナと用チて乳チと云ミて。子コ曹フキアハセ不ス合ズと云コト。海ウミ

海ウミの中ナカに乳母チヲモと云コトて思オモひ。吾ヨシ乃コト始ハジ也ト

曹フキアハセ不ス合ズ乃コト海ウミ神カミ乃コト女メ曹フキアハセ玉タマ婦メ乃コトうウもモ云コト

不ス合ズ乃コト海ウミ神カミ乃コト妹イモ玉タマ後ノチ婦メ婦メ玉タマ乃コト云コトあり

て曹フキアハセ不ス合ズ乃コトと云コトを云コトふ。けケあり。乳母チヲモと云コト乃コト

と云コト。めメ乃コトかカと云コト。と云コト。と云コト。めメ乃コト云コト。

名ナをナりリと云コトあり。

天智 四十二

神武天皇所年十又ありて。皇太子と
ありしとある。目下太子の号久し。

親王 四十七

皇子と親王と稱する。又武天皇此の時

始に正統

后 四十八

神武天皇元年。正妃媛踊躡又十鈴媛
命を号して皇后とす。目下此よりあり。
是皇后の始也。

皇太后 四十九

綏靖天皇元年。皇后と号して皇太后とす。
目下此皇后の号始也。

妃 五十

正哉若勝々速目天押植耳号。高皇產靈号
乃女栲幡子。此皇孫命とす。此とす。
舊より此よりあり。是妃の始也。

公方 五十一

後小松院所号。源道義 是利 殿とす。

侍ふ。其後武州幸^{カウ}に准^{ジュン}せし所^{シヨ}。武家と公方
と云ふ。その時より始^{ハジメ}りおこす。

物部 又十二

神代^{カミノヨ}も天孫降臨^{アマミミカウリシ}の時。天物部^{アマモノベ}は二十人。
兵仗^{ヘイゴウ}を帯^{オビ}て供^クを^クしける事^{コト}あり。舊^{キウ}く武士
と云ふのふといふ。是より始^{ハジメ}りおこす。神代
年^{カミ}。宇麻志麻治^{ウマシマヂ}命^{ミコト}とある。或^{アル}功^{コウ}徳^{トク}あり。其^{ソノ}時^{トキ}に
より軍兵^{イクサ}と稱^{ナヅケ}して内裏^{ウラ}を治^シめし。及^{ツキ}其^{ソノ}命^{ミコト}の
時^{トキ}に。宇麻志麻治^{ウマシマヂ}命^{ミコト}の御^{ミコト}子^コと云ふ。其^{ソノ}時^{トキ}に
より。日本^{ヨメ}に始^{ハジメ}り。今^{イマ}もあつて。武士^{ウシキ}と云ふのふとい
ふ。それより。

儒士 又十三

應神天皇^{オウジン}十六年^{ジュウロクネン}。百濟^{ハクセ}使^シより王仁^{オウニ}と云^{イハ}儒
士^ニと貢^{コウ}に^ニ。其^{ソノ}目^メに^ニ儒士^ニあり始^{ハジメ}り。

水面 又十四

白河院^{ハクカ}乃^{ナリ}所^{シヨ}。時^{トキ}始^{ハジメ}り。其^{ソノ}時^{トキ}に始^{ハジメ}り。
其^{ソノ}時^{トキ}に始^{ハジメ}り。其^{ソノ}時^{トキ}に始^{ハジメ}り。

同朋 又十五

後光嚴院^{コクワウゴン}貞治^{テイチ}六年^{ロクネン}。將軍^{シヤウウ}義滿^{ギマン}始^{ハジメ}り。其^{ソノ}時^{トキ}に始^{ハジメ}り。
其^{ソノ}時^{トキ}に始^{ハジメ}り。其^{ソノ}時^{トキ}に始^{ハジメ}り。其^{ソノ}時^{トキ}に始^{ハジメ}り。

とせし。同朋と号す。是日朋
の始也

神主 又十六

神功皇后新羅成うらんすと称せまひ。
伊弉諾と小石田邑 統前由柏 造せまひ。皇后
若目と選て斎官入へ。このうらうら神主となり
あふ。はる月申 是神主の号也始也。

祝 又十七

仲哀天皇八年子。その是浦宮より。統前よ
幸し。あふ。海沖より。少松をまらるる。

ハ。長浦 統前よまらるる。大倉皇。天皇。天皇。天皇。
の神と号し。せまひんとて。扶掖者。倭皇。天皇。天皇。

伊賀長と祝し。て。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。
是祝の号也始也。

樂人 又十八

欽明天皇十六年。百濟より。樂人。數人。を貢
給す。日本に記す。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。
始なり。樂人。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。
が。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。あふ。

船子と麻子と稱す。向く。日向紀十卷。無神
天皇十二年。此死あり。日向乃後縣。此君牛
と云人。其女髪を髪とけ。是て。船子。懐慶
乃麻子。向門。よ來り。に。其船。よ。向く。もの
殺十人。皆麻。此皮。を衣服。とせ。り。り。た。れ
也。此。の。向。の。と。云。も。け。也。

治工 六十三

天照大神。此所。時。鏡。化。乃。祖。石。瀬。光。命。始。く
治工。と。かり。多。人。

玉工 六十四

同一所。時。玉。化。乃。祖。根。明。玉。命。始。て。玉。工。と。さ
り。始。り。

畫工 六十五

用。明。て。皇。元。年。よ。百。餘。より。畫。工。自。加。と。も。れ。
日向。是。畫。工。乃。始。り。や。推。古。天。皇。十。三。年。秋
九月。始。て。美。書。畫。所。山。背。畫。所。と。定。む。と
日向。紀。よ。及。く。き。り。是。日。中。日。畫。工。以。是
向。始。り。や。

醫者判髮 七十四

醫者の髪と判髪より。その後と志し。薩戒記
よ。永享六年九月廿日。法皇御惱危急。醫者作
負。法眼候すとあり。これとひて。さ
む。い時をて。小判髪して。傍位よをむ。あ
る。也。和氣新太判髪して。武家乃醫よ准
と。和氣系圖よあり。これよりて考ふるに。じ
の。武家乃醫作。多く。傍乃かせし。と。雅
忠始て。武家乃醫に。准て判髪し。傍位よす。

みけ。い。き。醫。志。乃。傍。位。よ。を。む。始。か。ん。
の。末。世。此。人。の。ん。
雅。忠。を。長。利。家。

儒士判髮 七十八

近世。最。原。惺。窩。妙。步。院。と。号。ひ。け。人。初。傍。と。か
る。後。よ。儒。志。よ。あ。れ。し。く。の。家。め。も。如。し。と
く。武。家。め。も。さ。さ。い。し。と。も。ま。し。め。と。武。志。入。る
乃。如。く。し。て。居。し。と。さ。り。儒。志。乃。髪。と。さ。り
ゆ。い。と。より。し。ま。れ。り。
惺。窩。の。判。髪。せ。し。と。い。は。し。り。儒。志。よ

志てそとせむるものあり。初の佛志あり
し。が。正セイなるタラは。一キて。儒ジュ志キと。か。し。れ。し。く
ども。そ。新タイ格ヤクの。世ヨ俗ゾクも。混コンし。し。る。に。中
ありて。初カれ。初チて。一イく。居イし。し。る。也。志シる。所ショも
そ。及ジュ儒カク学カクも。初チより。志シと。人ニと。や。髪カミと。判ハす
の。聖セイ人ニの。い。ま。し。め。よ。そ。じ。し。て。大ダイなる。あ。や
まり。也。今イマ世セ人ニ交カウま。れ。く。甲ケツけ。て。儒ジュ学ガクを
と。か。人ニ交カウし。し。と。し。も。判ハす。乃ハ人ニま。れ。也。
高カウす。人ニま。れ。也。

男ナニシヨク 七十六

我ガの。め。く。男ナニシヨクと。志シす。所ショあり。空クウ海カイ法ホフ師シ。後ゴ
唐タウの。来キり。也。と。云ツク。傳デンの。道ダウ也。漢カン日ニツ本ホン記キよ。
孝カウ謙ケン天テン皇ウエ此シ所ショ時ジ。道ダウ祖ソ王ウエ也。う。ふ。傳デン意イに
か。よ。り。と。あ。ま。の。於オそ。あ。久キウし。る。も。り。や。或ニ
人ニの。云ツク。破ハ戒カイの。比ヒ丘キウに。け。戲キの。弘コウ法ホフの。集シツれ。る。如ニ今イマ

姓セイジ 七十七

安アン康カウ天テン皇ウエ四年ニ。氏セイ姓ジ乃ハ混コン乱ランし。て。そ。實ジツと。失シテ
る。故コ原ゲンの。味ミ檀タン丘キウより。出デく。各カク其シの。盟メイ

冬上天皇と号す。是子院号乃始也。一系
 院乃由時。梅壺の室太后。冷子尼と名付。東三
 條院と号す。后乃院号これより始て女院
 と稱す。又曰く。是由時。高原兼家薨す。病
 中。物家せし。色一。流儀。其録と名付。
 て法真院と号す。是梅家院号乃始なり。
 門院乃号此始ハ。三條院此由女陽明門院と始
 とす。是後朱雀院の室后ありて。後三条院の
 中母也。又白河院此由女都芳門院ハ。賀茂。斎

院ありて。准三后也。是室后なり。一。門
 院号と稱せし始也。

○痘 八十三

一。我國ハ痘瘡也。聖武帝天平年
 中。ハ。統は出人。新羅。又。漢。流。痘瘡。子。傑
 て。由。これより日本ハ流布せり。古事談
 目。かり。い。め。く。は。病。なり。この時より
 て。異。名。あり。う。け。り。来。也。り。は。由。代。り。の。甚
 佛。法。を。念。修。す。り。多。い。け。り。も。前。代。後。世

あらんや。使業餌乃倭病伝り也。此術も
 む。醫家よ洋也。今の人皆て鬼神の病と
 して。痾業乃方とせ。凡居たり死するに
 即し。これと不慈不孝なり。此するよ
 志しとあり。練々確論なり。今神道者
 乃のハ。神をよむ。これなり。病を
 と。聖武帝此所時。新羅より倭來て日
 かに流り。佐吉大祓ハ。三韓降伏。此祓を
 傳ふ。此ては病なり。かぎりて。佐吉大祓と

祭て。これと神祓と云。もと。痾業と
 似たりと云。此。神祓なり。

大和事始卷之一終

大和事始卷之二目錄

歲時門 第三

元旦慶賀一 ハシジツノケイガ 供若菜二 ソナフワカナヲ

曲水宴 キョクスイエン 灌佛六 カンブツ

藥獵九 クスリガリ 夏越祓十 ナゴシノハラヘ

點燈籠十三 トモス 八朔十四 ハツキ

亥子餅十七 イノコノモチ 冬至賀十八 トウジツノガ

正五九月 廿一

居處門 第四

十五日食粥三 フタヒトケ 釋奠四 シヤクテン

五月五日菖蒲七 ノシヤラブ 賀茂競馬八 カモノケイバ

乞巧奠十一 キカクテン 盂蘭盆十二 ウランボン

放生會 ハウジヤウエ 九月十三夜賞月 シヤウグヱツ

雛十九 ヒナ 打時二十 ウツトキ

嘉定

宮室 九二
 帝宅 九三
 行宮 九四
 棧庫 九八
 門 九六
 垣附 九七
 屯倉 九七
 文庫 九八
 記録所 九九
 施藥院 三十
 産舎 三十一
 天守 三十二
 多門 三十三

衣服門 第五

冠 三十
 衣裳 三十八
 帶 三十六
 結肌帶 三十七
 手纏 三十八
 禪 三十九
 肩衣 四十
 續鼻禪 四十
 履 四十二
 雪踏 四十三
 文布 四十四
 綾綿 四十五
 官位門 第六

官職 四十六
 后官職 四十七
 冠位 四十八
 執政 四十九
 棟梁 五十
 大臣 五十一
 大連 五十二
 左右大臣 五十三
 内臣 五十四
 大改大臣 五十五
 内大臣 五十六
 攝政 五十七
 閑白 五十八
 大納言 五十九
 中納言 六十
 参議 六十一
 八省百官 六十二
 將軍 六十三
 征夷將軍 六十四
 心夷大將軍 六十五
 國造 六十六
 縣主 六十七
 郡領 六十八
 掃部 六十九
 足居 七十
 宿祿 七十一
 正一位 七十二
 贈位 七十三
 賜官位 七十四
 女官位 七十五
 女御 七十
 更衣 七十
 探題 八十
 右筆 九十

弘宗天皇元年より始く約き一より一日
本紀より入りてあり。

灌佛 六

四月八日釈迦佛の生れ一日ありとて又文乃
ありて佛の浴ゆる事也。漢日本後紀より云。
仁明天皇承和七年三月。佛所傳梵大律師
静安を清涼殿に待て。始て灌佛乃り。其
所入。乞灌仏云奉根源より。佛生會ハ推古天
皇の御時より始ふとあり。

五月又日葛蒲 七

公事根源よりいふ。聖武天皇天平十九年又
月より詔ありて。百官法入悉く葛蒲乃
髪を刈へ。うけざらんものハ宮中に
入らざらんこと定めしむる事あり。今俗に
人女子の葛蒲を刈とみ挿る事と。乞より起る
事あり。

賀茂鏡子 八

又月又日賀茂鏡子乃祈る事あり。堀河院勅記

成能ありて。天下の内事ありて。寛治七年
は始て約あり。賀茂大神宮祀よりあり。

茶獵 九

又月又日は百葉と云あり。茶とする。是日
本記に。推古天皇十九年又月又日。菟田
菟茶獵せしあり。是より始あり。

夏越後 十

六月のよすあり。世諺同春よりあり。

嘉定

嘉定ノ事 後嵯峨院ノ即位イガニシマサヌ時六月十六日ニ宋ノ嘉定錢十六文ヲ以テ食物ヲ買テ御膳ニ供シタル例ヲ踐昨ノ返モ六月十六日ニ餅ナトヲ奉ル何ノ書ニ有トモ見ヘス人ノ云傳ナリ 東見記

夏と秋との別あり。後を治る功能あり。海也。天武天皇ノ所時よりあり。

乞巧奠 十一

七月七日の夜。素半織女乃二星を織る。て。瓜果をつね。食相あり。香花あり。魚。竿。あり。女。衣。あり。と。乞。巧。奠。と。云。ひ。目。か。よ。て。ハ。孝。道。也。天。平。勝。寶。七。也。よ。と。い。ハ。

とあり。この後より承應抄の醍醐天皇乃出時
より承應抄の南のありん。中右記ハ中津門右大臣
藤原宗忠の家記あり

建仁寺此之益和南十二乗法席より也。
モテアツク

い來觀月より延喜乃時始るといけ也。
ハシメ

亥子餅 十七

公事根源より云。このゆりつ法よりとて海

流丸より云。延喜式に載せられハ。能古より

もやありと云。承應抄より云。延喜式より亥子

餅。承應抄の云。このゆりつ法よりとて大和紀紀元師

尚おど勅文をまいりしと。それと申す約のれ
らりをつたしふりさげ。みかか申す申す
のせきり。

日中記景俊天皇又年十月四日。有秋之

徳。太子傳曆とよ云。冬十月有入秋之徳別

勅抄云。徳いのこととよとけり。一義よ。

十月と云。亥日。貞子餅乃申す也とい

有り。と云。承應抄ハ。昔ハ申すよ。徳を

見けゆりや。十月亥日餅をうへハ。万病

と添くといふ本又あり。初学詰。雅を行去を。十月亥日食餅冷入無病

冬玉賀 十八
コウケノシダイ
トウジンガ
トウジンノエンクハイ
キウム
仁家以事よ云。冬玉宴會ハ。聖武天皇御遷

二年十一月己丑。天皇大御殿外御して冬玉
ツチノトケレ
タイアンテン
キヨ
トウジン

賀辭を交す。朔旦冬玉ハ。高倉ハ。桓武帝
ウクト
サクタニ
トウジ
エンクハイ
ツギム
テイ

延暦二年十一月戊戌の朔。冬玉賀と行ひ。回
ツメイヌ
ツギチケイキヤ
ヨコナ
テシ

租と免さふ。冬玉賀と行ひ。冬玉賀と行ひ。回
ユル
ガ
ハジメ
ヨシレ

雛十九

續日本記。又武天皇御遷三年。天下法皇夜
シヨウ
モシム
テシ
ケイウシ
テシカノ
シヨウシ
エキ
疾より。百姓多く死す。始く土牛を作り大
シヨウ
シヨウ
トキウ
ツシ
ヲキ

打時 二十

天智天皇十年夏四月女又日。漏刻を新臺
テシチ
トキ
ウツ
シヤウコ
ロウコク
シニタイ
ニ至始く候。時辰。打。鐘。鼓。と。用。也。日。本。記。云。日
カサテ。漏。刻。と。用。ひ。又。十二。時。辰。打。始。也。

正弘九月二十一

仁明天皇承和三年又月。銀して。回。每。年。云
セウワ
ミヨトリ

云ねと志しむ。村よりりて十區二十餘
 區ク色シ色シあり。或村民境とアヘ或ク村民境とク色シありと
 冊ヒラ又ハ宅居乃用ふタシ宅居と用て。こ
 ばらヲを分ヲ而ヲ一ヲと一ヲも。於所ニ
 不レかくれ物ト。その口皆南ニ向キを分ハ湯ニ
 向カひカきフ向ヲとカらシ乃ニ依ル人ニ。色シ皆ハいハ思ハ
 人ハハケテノ居セ一ノ時ノすキ乃レ址也。廣ク邑
 よりり紀レ而リハハぬレ。石ハ代ニこノがラらレぬ
 一ノをハぬレ人ノ力ヲを用リ

多クなれハ石トをハぬレ乃ハ用ル乃ハ紀レ而ハ。宅居ノのト
 みるレもハきレのトもハ分カれル人ノ民俗ノのトじ
 一ノ火ノるレ乃リをハ分ケ時ノ役ト一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ
 かり。又或人ノのト。色シいハ一ノ人トとハ葬トし
 けりハ野ノをハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ
 乃石ノをハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ
 機ノのトくハ大ニむレくレ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ
 一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ
 一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ一ノとハ

行宮 二十四

行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四
行宮 二十四

橋臺 二十三

橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三
橋臺 二十三

明垣 二十六

明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六
明垣 二十六

舊事記。素蓋鳥。脚摩乳。子摩乳と
して垣と付りぬ。カキ
と付りぬ。カキ
と付りぬ。カキ

屯倉 二十七

屯倉 二十七
推古天皇十三年。毎屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本
屯倉と記。日本

産舎 三十一

産火々出見尊を御作乃をゆき産舎と
海濱り作せ。鶴乃羽とゆきありとせ
あひし子篤ゆゆとゆきあり。是産舎
乃始かかん

天守 三十二

棟中此高橋天守と云。之室或み鏡あり
是ハ正正四年歳田伝長云。河川あまよ城
築天守は立あひしより始は。

多門 三十三

今世宅外乃長を多門と云。松永彈正久
秀永禄天云。河川志貴乃昆沙の堂れと多門の
味状縁を。名屋と立しと。後世是を信と
して多門と号く。

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

衣服門 第五

冠 三十四

伊味諾尊冠イサ ナギノミコトノカズリ投棄ナゲステ多タ少シあり。舊キレ多タ紀キ色ハシメをカ好コかカ。

天武天皇十一年ミコトクリ六月ミヨトクリ始ハジて男女皆カミ髪カミ

と法ユヒ仍ニ漆シ沙サ冠カとキ差サせセしシ。目メ今イマこれコレより

先サキハ織オリ縫ヌイ糸イト錦ニギハヤヒ亦モト乃ノ冠カズリとキレ差サけケ時トキよりノ後ノチ

漆シ沙サ冠カとキ差サせセ。今イマ代ノのノ紗シ冠カ烏カ帽ボウシ子コ此ココ記キ也ナリ

衣裳 三十五

伊味諾尊イサ ナギノミコト内ウチ衣イ由ユ裳シヨとナゲステ投棄ナゲステ多タ少シあり。舊キレ多タ紀キ

りリ入イるル。時トキよりノとトてテ亦モト衣イ裳シヨあり

けケ。

帯 三十六

舊キレ多タ紀キ。伊味諾尊イサ ナギノミコト帯オビとナゲステ投棄ナゲステ多タ少シあり

色ハシメをカ好コかカ。

法肌帯 三十七

婦人メノヒト腰ウシロ妊ニのノ時トキ。腹ハラよりノ帯オビありニ也ナリ。何ナニ時トキ

始ハジめメ也ナリ。

あり。

肩衣 日十

むし ホシ 約士 テウシ 庶人 シヨジン の官 シ かけ シ 色 シ の礼服 レイフク 。

烏帽子 ホウシ 淨衣 ジヨウイ と用 ユウ 也。 此の儀也 淨衣 ジヨウイ の下

又 ア 袴 ハカマ の下 シタ 重 オモシ と チカ 懸 カケ せり。 此の儀也 袴 ハカマ 及び ス 素襖 ソウダク

ハ シヨウ 出 デ 行 コウ の コウ 服 フク 也。 コウ 後 セ 世 イ 兵 ヘイ 革 カク 志 シ かく フ 起 キ て シ 士 シ 人 ジン

武 ブ と タツ 志 シ ぶ。 フ 衣 イ 服 フク 器 キ 皆 カニ 皆 ジ 夜 ヤ と モ 志 シ せり。 モ 志 シ せり。 モ 志 シ せり。 モ 志 シ せり。

約 ヤク と アル 志 シ の ホウ あり。 ホウ 或 アル 烏 ウ 帽子 ホウシ と チカ 懸 カケ せり。 チカ 懸 カケ せり。 チカ 懸 カケ せり。

中 ナカ 袴 ハカマ と ダン 服 フク せり。 ダン 松 マツ 永 エイ 強 キヤウ 正 セイ 素 ソ 襖 ダク の ソ 神 カミ 衣 イ 去 キ て

懸 カケ せり。 カケ 時 トキ の カケ 人 ヒト カケ くれ カケ かな カケ して カケ 志 シ せり。 カケ 志 シ せり。 カケ 志 シ せり。 カケ 志 シ せり。

擯鼻禪 日十一

舊 ク 事 ジ 紀 キ 也。 ホ 火 ヒ 酢 ソ 芥 カイ 命 メイ 擯 ビン 鼻 ビ と キ 志 シ せり。 キ 志 シ せり。 キ 志 シ せり。 キ 志 シ せり。

也。 カ 志 シ せり。 カ 志 シ せり。 カ 志 シ せり。 カ 志 シ せり。

履 日十二

神 シン 代 ダイ 卷 マキ 也。 イ 伊 イ 妹 イモ 袴 ハカマ 履 フキ 履 フキ と チカ 投 ナゲ る チカ あり。 チカ 志 シ せり。 チカ 志 シ せり。 チカ 志 シ せり。 チカ 志 シ せり。

志 シ せり。 シ 志 シ せり。 シ 志 シ せり。 シ 志 シ せり。

電 日十三

ひうハ尻切と云ふものと別也。天正年中。泉
 州境邑茶人千利休と云ふもの。此を以て。雪
 の糸糸合の付肉地入のそりよ。茶履たし
 よ牛皮を付させ用き此也。雪杖と云ふと
 云義より。雪踏と名付たりと云。

四早 文布 アラサキ
わ。布と云

舊より。天照大神の付。倭又遠祖天
 羽槍雄神とて。文布を織りてあり。
 是を嫁たり。

綾錦 四十五

綾目巾記よ云。元明天皇和銅又年七月。伊
 勢尾張三河駿河伊豆を以て。丹波但
 馬岡檮狗耆如雲披。備前備中備後安
 藝紀伊阿波伊豫讃波赤二十一を以て。始
 て綾錦と織りて。

官位門 第六

官職 四十六

天照太神。粟稗麦豆を以て陸田種子とし。
 稻を以て水田種子とし。又周て天邑君を
 定む。祚代 秋日本紀よ云。天ハ英大乃 壽也。以
 時作て若邑乃 君城を以て。是地天下に在
 て。是地而也。天よりあり。あをを得ふあり。是
 友職初て。是地也。

后官職 四十七

素戔嗚尊。出雲国津地に刻り。是地。奇稲
 田。非と適合して。思大己貴神とあり。是地。
 周て勅して。同音思官首ハ則脚摩乳也。
 摩乳也。あり。号を二祚と賜く。稻田宮主
 祚と云。祚代 秋日本紀よ云。今世天子后受主
 職を以て。是地也。

冠位 四十八

推古天皇十一年十二月又日。始て冠位十二
 階を制らる。孝徳天皇大化三年。七又十二

略のあり。...

大連 又十二

舊より紀よ云。雲仁天皇始御世也。大新海命。元ハ大臣とあり。次ハ物部連云。姓氏賜。...

花太大臣 又十三

孝徳天皇大化元年。阿倍内麻呂と大臣。...

紀 花太大臣乃始也。

神代より。天孫降臨の付。天恩至根命。天大玉命。...

内長 又十四

孝徳天皇大化元年。中長孫子連と内長と。...

天智天皇十年春正月二日大友皇子と云く
大改大臣と云く日本皇大改大臣の始也。

内大臣 又十六

天智天皇八年十月内大臣藤原と云く内大臣
と云く日本に於て未だ大改大臣あり。故に内
大臣と云く藤原大臣乃云く也。

大改 又十七

仲哀天皇崩るに於て後継者として皇太子と云く
多岐未切あり。故に所母神功皇后と云く

の改をきこしめん。是より進た徳乃天子は位

より即位す。故に皇太子と云く天皇と
稱せん。古事記より神代卷と云くは五代の敷よの進す。目
記あり。皇太子の稱改元年とあり。

是は徳乃始なり。推古天皇の御時。徳乃既
戸皇子太子として稱改せし。是也。徳乃
天皇九葉ありて即位す。外祖又友は良
良房始改せし。是也。良房始改の始也。良房は
色より

物事

國白 六十八

陽成天皇元年冬四年十一月八日。大臣大臣。友原

朝臣。基經。收。溢。服。の。銀。一。て。國。白。と。凡。吾。朝。

國。白。乃。始。也。宜。之。抄。百。寮。列。第。機。乃。改。大。小。と。

かく。先。主。人。の。實。白。一。て。後。天。子。の。奏。所。と。

乃。空。池。漢。霍。光。が。あ。り。と。ぬ。あ。り。亦。情。隆。

侯。と。り。み。

大納言 六十九

天智天皇十年正月又日。始。御。史。大。史。を。

勅。天。武。天。皇。元。年。八。月。改。て。大。納。言。と。稱。と。

始。在。乞。始。也。天。武。天。皇。元。年。三。月。十九。日。臣。三。位。系。統。と。以。て。禮。大。納。言。

中納言 六十

文武天皇元年。大。神。言。布。鷹。と。て。始。て。中。納。言。と。し。天。平。勝。室。天。皇。元。年。三。月。十九。日。禮。中。納。言。と。初。め。興。大。曆。

冬儀 六十一

文武天皇大寶三年。始。て。冬。儀。と。稱。と。始。也。

八省百官 六十二

孝德天皇大化元年二月。始。て。八。省。百。官。と。稱。と。始。也。

是。又。始。一。て。八。省。百。官。と。稱。と。始。也。

將軍 六十三

崇神天皇十年九月大彥命ホクダ武彥川別

長俊キボツ丹波道主命タニ丹波ハノミチとちの

將軍キムガシとてヨモ四方クニのあはれとてツク戒夷モスとて

げ志シをシ道ダウ乃ニ將軍キムガシとてキ日本ニ是キ將軍キムガシ

乃ニとてキめ也キ。

奈ナイ初ハジメ天皇ニ曰イハレ十ト年ニ東夷トウイ乃ニ叛ヒナげシ命ミコトをシ征セイし

んニとてキ日本ニ武ブ志シ乃ニ始ハジメとてキ又マタ長チカ俊ヒコ武ブ

美ミとト大オホ伴トモ武ブ日ヒ連ツラシりシ命ミコトとてキ日本ニ武ブ

よニ後ノチ一ヒト日ニはシ是コト副フク將軍キムガシ乃ニ始ハジメかシんニ推ス古コ

天皇ニ八ヤチ年ニ春ハル二月ニ新ニ羅ラとシつク境サカイ部ベ

長チカとト大オホ將軍キムガシとシ。後ノチ後ノチ長チカとシ副フク將軍キムガシ

てシ是コト一ヒト日ニはシ是コト大オホ將軍キムガシ副フク將軍キムガシ乃ニ号ナヅケ

命ミコトとシ是コト乃ニ始ハジメ也キ。

征夷將軍 六十四

文フミ屋ヤ綿ワタ丸マロ乃ニ征セイ夷イ將軍キムガシ此コノ号ナヅケありシとシ職シヨク系ケイ

よニ及ツキしシ傳ツタへシとシ。淡ニ日ニ本ニ紀キ小コ元ゲン正セイ天テン皇スミ皇スミ此コノ水ミヅ

時トキ多タ治チ治チ真人マコト人ヒト縣アガタ守モリ以チ持セツ節セツ征セイ夷イ將軍キムガシと

かきしりたりとるしりこれハ綿丸よりあ
己ハ征夷將軍ノ号あり

征夷大將軍 六十二

薩城天皇弘仁四年八月文正綿麻呂征夷

大將軍とカ付と日本後紀よりり

此處文正綿丸ハ天武天皇ノ皇子一不
モ親王ノ孫也。之卿補任よりり

國造 六十六

舊事記より云。神武天皇推根付者より

て曰。汝迎川舟績と名ふ此巖より表せ

皇國て卷々々備玉造と云。其玉造ハこれより
して

按ずるハ朱勢より皇曰。始々玉造

玉造を玉造ハ外國より也

極天皇乃所付。始々玉造と改め。文

武天皇より玉造。又玉造と改め。玉造

は六十餘州。越追捕使となりて後玉造

ち獲と玉造。け付より一玉造二人此

玉造あり。云家より玉造玉造といひ武

家より至坂を獲ると云

阿カタスレ 縣主 六十七

新武天皇二年。才將に後田邑を賜り。

周て後田縣主と云。此。日本武原主の始也。

郡領 六十八

日本後紀に云。云延暦十七年三月十六日

此勅に云。昔飛波庭。孝徳始て佐郡領と

云。此。郡領と云。賦。貞令は云。今。任。吉。を

は。大。領。を。家。の。務。長。と。し。人。の。子。孫。也。

棉部 六十九

在治拾遺に云。昔。王。命。命。亮。殿。号。氏。あり。ま

し。延。育。あり。故。海。濱。に。宮。と。す。り。時。は。棉。也。

連を祖天忍人命。供を唐侍常と仍て解と

搦。仍て鋪役と字。小。の。職。と。は。号。

て蟹也と云。此。今。の。俗。これ。と。搦。也。と。云。り。

足尼 七十

舊に記を搦と云。新武天皇。宇摩志麻

治命と寵是より。物。志。一。編。して。曰。

終^{フド}紀^{ミツ}壬申^{ハサル}九年。車^{ミユキ}駕^リ行^シ。東^シ宮^{カヒ}入^ルて
大^{ダイ}功^{コウ}を^{コト}成^スりて。恩^{オン}封^フ津^ツ一^ツて内^{ナイ}大^{ダイ}崇^{チュウ}位^イを^タ賜^ル
ふ。乃^{ソノ}乞^ク婚^{コン}位^イ
乃^{ソノ}乞^ク婚^{コン}位^イ

贈^{オウ}官^{カン}位^イ 七十四

文武^{モンム}天皇^{テン}大^{ホウ}寶^{ホウ}元^{ゲン}年。大^{ダイ}納^{ナツ}言^{ゴン}正^{セイ}廣^{クワ}三^{サン}大^{ダイ}伴^{バン}所^{ショ}行^{コウ}
宿^{スク}祿^{ロク}薨^{コウ}と。正^{セイ}廣^{クワ}二^ニ大^{ダイ}長^{チヤウ}と賜^ル了^{リョウ}。乞^ク官^{カン}位^イと
賜^ル了^{リョウ}。乃^{ソノ}乞^ク婚^{コン}位^イ。延^{エン}壽^{ジュウ}武^ブ

女^メ官^{カン}位^イ 七十八

持^チ統^{トウ}天^{テン}皇^{クワウ}又^{マタ}正^{セイ}月^{ゲツ}朔^{シャク}日^{ニチ}。内^{ナイ}親^{シン}王^{ワウ}女^メ王^{ワウ}内^{ナイ}命^{メイ}也^{ナリ}

お^ラ及^キ位^イ叙^{シヨ}婦^フ人^ニ。日^{ニチ}中^{チュウ}乞^ク女^メ叙^{シヨ}位^イ乃^{ソノ}始^シ也^{ナリ}。

女^メ卿^{ケイ} 七十六

雄^{ユウ}略^{リョク}天^{テン}皇^{クワウ}七^{シチ}年。雅^{リカ}媛^{ヒメ}と^{シテ}女^メ卿^{ケイ}と^{シテ}始^シ也^{ナリ}。

乞^ク女^メ卿^{ケイ}乃^{ソノ}始^シ也^{ナリ}。

女^メ官^{カン}位^イ 七十七

仁^ニ明^{メイ}天^{テン}皇^{クワウ}承^{セウ}和^ワ三^{サン}年。正^{セイ}女^メ位^イ紀^キ朝^{アウ}長^{チヤウ}乙^イ真^{マコト}子^コ派^ハ

又^{マタ}位^イ下^カと授^{サツ}て女^メ官^{カン}位^イと^{シテ}始^シ也^{ナリ}。河^カ海^{カイ}物^{モノ}

探^{タン}題^{タイ} 七十八

伏^{フシ}見^ミ院^{イン}乃^{ソノ}卿^{ケイ}付^{ツキ}。水^{スイ}泉^{セン}貞^{チカ}時^{トキ}始^シて水^{スイ}泉^{セン}兼^{ケン}時^{トキ}と六^{ロク}

彼死より統^{ツク}はる^ルを^シ。結^チ海^ノの探^タり^ト。西^ノ必^ズの成^セ敗^トと^ツ嘗^トり。英^イ賊^{ツク}の^ハお^シえ^ル。又^ハ一^{ツク}族^ノの内^ノ一^ト人^トと^ナ長^ナ門^ノの探^タり^ト。中^チ玉^ノの^ハ常^{ツク}々^ト。是^ニ探^タり^ト職^ノの始^ト也。

右筆 七十九

武家^ノの史^シ官^ノと^シて^ハ。頼^{ヨリ}朝^トの^ハ始^トり^ト。其^ノの^ハ東^ト鑑^ト曰^ク。治^シ承^シ四^ノ年^ノ六^ノ月^ノ廿^ニ日^ノ。康^{ヤス}徳^{キヨ}降^ル洛^ノ。武^ブ衛^ヱを^シ。海^ノ御^ノ書^ノ被^レ成^ル。依^レ康^ノ徳^ノの^ハ初^ト大^ニ判^シ官^ノ代^リ邦^ノ道^ト。大^ニ筆^ト。彼^レ加^ハ所^ノ書^ノ判^シ文^ノ。依^レ承^シ。

六年^ノ又^ハ月^ノ十^ニ日^ノ。伏^シ見^ル冠^ト。名^ノ最^ニ原^ト。廣^ク徳^ト始^トり^ト。武^ノ衛^ノ是^レ右^ノ筆^ト也。又^ハ本^ノ曾^ニ義^ト仲^ト。大^ニ筆^ト。大^ニ史^ト。坊^ノ是^レ明^ト生^ル。若^シ根^ノ心^ノ中^ノ。是^レと^シて^ハ。見^ル道^ト。其^ノ時^ノ代^ト。大^ニ右^ノ筆^トの^ハ号^トあり^ト。

大和事始卷之二終

